



監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ

商工中金は、本日開催の取締役会において、2024年6月開催予定の第16回定時株主総会における承認及び主務大臣の認可を条件として、現在の監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行する方針を決議いたしましたので、次の通りお知らせいたします。

1. 移行の趣旨

商工中金は、2022年に策定した企業理念の「PURPOSE・MISSION」の下、パーパス起点の経営を追求し、お客さまの企業価値向上に向け、ガバナンスの充実・強化を図ってまいりました。今後も、真に中小企業の皆さまのお役に立つ金融機関として変わりつつけるため、経営環境の変化にスピーディに対応できるガバナンスの一層の充実・強化が必要と認識しています。

この一環として、監査等委員会設置会社に移行することにより、取締役会における議決権等を有する監査等委員を置くことで、取締役会の監督機能を強化するとともに、重要な業務執行の決定権限を取締役会から取締役へ委任することで、迅速な意思決定、業務執行を可能とし、ガバナンスの一層の充実・強化を図ってまいります。

2. 移行の目的

(1) 監督機能の強化

過半数の社外取締役で構成される監査等委員会を設置します。監査等委員である取締役は取締役会における議決権を有するほか、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の選解任や報酬について株主総会で意見を述べる権限を有します。これらにより、取締役会の監督機能の強化を図ります。

(2) 意思決定の迅速化

監査等委員会設置会社は、定款の規定に基づき、取締役会決議によって業務執行上の意思決定の権限を一定程度取締役へ委譲することが可能です。これにより、意思決定の迅速化や、中長期的な経営戦略等、取締役会での重要議案の審議充実等が可能となります。

3. 移行の時期

2024年6月開催予定の第16回定時株主総会における必要な定款変更等についての承認・主務大臣の認可を得たうえで、移行する予定です。

なお、移行後のガバナンス体制図は次ページをご覧ください。

【監査等委員会設置会社移行後のガバナンス体制図】

